

あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで！ ペーパーレス化にしてみませんか？

日本年金機構では、環境にやさしいペーパーレス化を推奨しております。マイナポータルからねんきんネットを連携することで、簡単にペーパーレス化の設定ができます。「ねんきんネット」とは、お客様がパソコンやスマートフォンでご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもご自身の年金情報を確認することができます。この機会に、ペーパーレス化にしてみませんか。

ねんきん定期便のペーパーレス化
(電子版ねんきん定期便)

通知書のペーパーレス化 (電子送付)

データ保管が
簡単！



ねんきん定期便



国民年金保険料控除証明書

確定申告の
電子申請に！



公的年金等の源泉徴収票

ねんきんネットはマイナポータルから簡単に登録できます！

連携に
必要なもの

お手元にご用意ください。

- ①スマートフォン
事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください。
- ②メールアドレス
<https://myna.go.jp>



- ③マイナンバーカード

- ④数字4桁のパスワード
(例) 1 2 3 4
マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明書電子証明書パスワード」



簡単！
ねんきんネット・ねんきん定期便の
ペーパーレス化 登録方法

- ①「マイナポータル」のログイン画面からマイナンバーカードとパスワードを使ってログイン
- ②トップ画面の「年金」を選択し「トップページ (ねんきんネット)」を選択
- ③「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択

- ④「メールアドレスを登録・変更する／ねんきん定期便のペーパーレス化 (入力)」からメールアドレスを入力

- ⑤「ペーパーレス化する」を選択し【登録】ボタンをタップ

- ⑥内容を確認の上【入力内容を登録する】ボタンをタップ



「ねんきんネット」と「ねんきん定期便のペーパーレス化」の登録完了！

さらに！

ねんきんネットの「各種設定を変更する」から「公的年金等の源泉徴収票」や「国民年金保険料控除証明書」のペーパーレス化の設定ができます。



マイナンバーカードをお持ちでなくても「ねんきんネット」をご利用いただけます。詳しくはこちら

ねんきんネット

検索



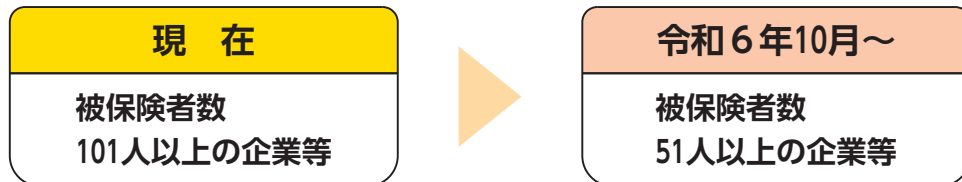
https://www.nenkin.go.jp/n_net

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件がさらに拡大されます

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。



～ 厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは ～

1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

なお、この企業等のことを「特定適用事業所」といいます。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

～ 加入対象（短時間労働者）の要件 ～

特定適用事業所に勤務する以下の条件にすべて該当する方が加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

～ 社会保険に加入するメリット ～

年金 老後・障害・死亡の保障がさらに充実！

- 給付が上乘せ 基礎年金の他に厚生年金も受け取れます
- 保障がワイドに より軽度な障害にも保障が充実

医療保険 あんしんの医療保険がもっと充実！

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

～ 適用拡大特設サイト ～

厚生労働省ホームページ「適用拡大特設サイト」では、事業主やパート・アルバイトの方向けの制度説明動画や、ガイドブック等をご案内しています。

また、年金額・保険料のシミュレーションやその他役立つ情報を掲載しています。



社会保険適用拡大特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



協会けんぽ令和5年度決算（見込み）のお知らせ

令和5年度の決算（見込み）の概要

令和5年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

【収入】

- 保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。

【支出】

- 保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
- 高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

令和5年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、令和5年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

令和5年度決算（見込み） | 医療分

(単位：億円)

収 入	保険料収入	102,998	(+2,577)
	国庫補助等	12,874	(+418)
	その他	233	(+16)
	計	116,104	(+3,011)
支 出	保険給付費	71,512	(+1,993)
	拠出金等	37,224	(+1,358)
	その他	2,705	(▲683)
	計	111,442	(+2,668)
単年度収支差		4,662	(+343)

※ () 内は、対前年度比

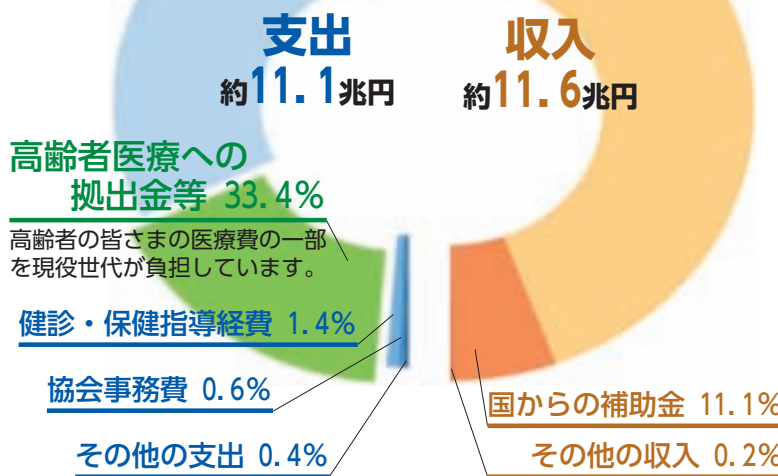
※ 支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.7%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料



Q. 令和5年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 団塊の世代が後期高齢者になることにより高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。

※ 高齢者医療への拠出金等 令和5年度：2兆1,900億円 → 令和7年度：2兆5,300億円

- 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること。

※ 保険給付費 令和5年度：7兆1,512億円 → 令和10年度：7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

資格情報のお知らせをお送りします

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。※

このため、全ての加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、加入者個人の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を送付しますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

※現在お持ちの健康保険証は資格を喪失しない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

対象者 協会けんぽの全加入者様
(被保険者・被扶養者)

送付時期 令和6年9月と
令和7年1月

配付方法 個人ごとに封入された被保険者様分と被扶養者様分を従業員（被保険者）様へ配付願います。

○配付の流れ



「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設しています。「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせ※は、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

電話番号 0570-015-369

開設時間 8時30分 ~ 17時15分 (土日祝日除く)


対応言語

- 日本語
- ポルトガル語
- フランス語
- モンゴル語
- 英語
- ベトナム語
- ドイツ語
- シンハラ語
- 中国語
- タイ語
- イタリア語
- ヒンディー語
- 韓国語
- インドネシア語
- ロシア語
- ベンガル語
- スペイン語
- ネパール語
- マレー語
- ウルドゥー語
- タガログ語
- ビルマ語
- クメール語



※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは

 **全国健康保険協会 北海道支部**
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



労働保険Q&A

副業しても育児休業給付金は受け取れる？

Q 従業員から妊娠したとの報告を受けました。育児休業の取得の意向を確認し、育児休業給付金や社会保険料の免除などを本人に説明したところ、育児休業給付金を受け取りながら、副業先の会社での勤務を休まず続けられるのか相談されました。本業である当社で育児休業を取得し、副業は休まず就業することを認めた場合、この従業員は育児休業給付金を受給できるのでしょうか？

A 育児休業中に就業する場合、育児休業給付金の支給要件としてその就業が臨時的・一時的なものであり、その後は引き続き育児休業することが明らかである必要があります。

その就業が一時的・臨時的であるとされるためには、育児休業給付金の一支給単位期間（休業開始日から起算した1か月ごとの期間）において、就業している日数が10日（10日を超える場合は、就業している時間が80時間）以下であることが求められます。副業でこの要件を超えて働いてしまうと育児休業給付金が支給されない可能性があります。また、副業先の会社に毎週固定した曜日に出勤するような働き方は、「臨時的・一時的なもの」ではないと判断される可能性があり注意が必要です。

育児休業期間中に就業した日数・時間は、「在職中の事業所以外で就業した分も含まれる」とされていますので、育児休業給付金の申請書に記載する「就業日数」や「就業時間数」は、副業先の会社で働いた日数や時間数も正しく記載しなければなりません。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



■育児休業給付金（出生時育児休業給付金は除く）^{*1}の受給資格と支給要件

育児休業給付金は、以下の要件を満たす従業員を対象に申請します。

- (1) 1歳未満（一定の要件をみたす場合は1歳2か月、さらに保育所等に入所できない場合は1歳6か月又は2歳に達する日まで）の子を養育するために休業を申し、その申しに基づき事業主が認めた育児休業を取得する雇用保険の被保険者^{*2}であること
- (2) 育児休業前2年間に賃金支払基礎日数11日以上完全月が通算12か月以上（12か月ないときは1か月80時間以上の月を含める）あること
- (3) 育児休業終了時退職が予定されていないこと
- (4) 期間の定めのある被保険者が休業開始時と同じ事業主に雇用され、その養育する子が1歳に達するまで（1歳6か月までの間又は2歳に達する日まで）の間に労働契約が満了することが明らかでないこと
- (5) 育児休業中の就業日数が各1か月に10日以下又は就業時間が80時間以下であること
- (6) 育児休業中の就業日数に対する賃金^{*3}が休業開始時賃金月額³の8割未満であること

※1 出生時育児休業給付金には、別途要件があります。

※2 被保険者とは、一般被保険者と高齢被保険者をいいます。

※3 雇用保険の被保険者となっていない事業所から支払われた賃金は含まれません。

育児休業期間中の副業を会社が認めるか否かを判断するにあたり、育児休業は、「1歳未満の子の養育のためにする休業である」ことを忘れてはいけません。

雇用を継続しながら、子の養育のために休業する間、生計を維持できるよう法律により特別に認められた育児休業給付金や社会保険料の免除などの制度は、労使双方がこれらの制度の趣旨を十分に理解し、休業する従業員に代わり職場を支える同僚等への配慮を欠くことなく、適正に利用されることが強く望まれます。

育児休業期間中に副業を望む従業員には、育児休業およびこれに関わるすべての支援制度の趣旨を丁寧に説明し、副業時の留意点や同僚への配慮等について十分な理解を促すよう努めましょう。

参照条文・参照資料

育児休業給付について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

育児休業給付の内容と支給申請手続（令和6年8月1日改訂版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001276629.pdf>

育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の支給について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000178877.pdf>

Q&A～育児休業給付～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>

令和6年8月1日から支給限度額が変更になります。皆さまへの給付額が変わる場合があります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001281481.pdf>

働く人の

ライフ&マネープラン

10月からの児童手当の拡充

子育てと教育費については、子どもが生まれてから長期にわたって継続的に必要となり、子どもが成長するにつれて費用も増加していきます。少子化が進む中、保育料の無償化や高校授業料の無償化など子育て世代に対する制度の充実が進められています。今年10月からは児童手当が高校卒業までに拡充され親などの所得要件も撤廃することになりました。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣 (すどう とみ)



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いしたい!」(朝日新聞出版)、「Onlyoneの家づくり」(北海道新聞社)、「生命保険見直しガイド」(日本実業出版) など著書・監修が多数

高校卒業まで拡大

支給対象が高校生の年代にまで(18歳誕生日後の年度末まで)に拡大され、第3子以降は一律月額3万円になります。児童手当対象における「高校生の年代」は、高校に在学していることが条件ではありません。

また、今回の改正では支給対象の「第3子以降」に関して、上の子(親などからの経済的負担がある状態であり大学生に限らない)が22歳誕生日後の年度末までを“第1子”としてカウントする方法へ見直しがされています。つまり第3子以降に対する児童手当3万円は“第1子”が22歳になった年度末まで支給されるのです。今回、親などの所得制限も撤廃されることになり、支給対象が増えることも大きな改正といえるでしょう。

児童手当の改正

年齢	現行制度(支給額は月額)	2024年10月分から
3歳未満	15,000円	15,000円 第3子以降30,000円
3歳以上 ~小学生	10,000円 第3子以降15,000円	10,000円 第3子以降30,000円
中学生	10,000円	
高校生の年代	-	
所得制限	あり	なし
支給	年3回(6月・10月・2月)	年6回(偶数月)

児童手当支給は2カ月ごとに

現行の児童手当は年に3回ですから4カ月分まとめての支給になっています。改正後は年に6回(偶数月)に2カ月分が支給されます。なお、改正後の児童

手当の支給は2024年12月から始まります(2024年10月と11月の2カ月分が支給される)。

児童手当を貯め続けると

子どもの教育費は長い子育て期間中かかってきます。高校生くらいまでは世帯での収入の中でなんとかやりくりすることが可能ですが、それ以降の大学などの進学には多額のお金が必要になってきます。

図の大学の納付金例にあるように私立と国公立では大きな差があります。文系の私立では4年間トータルで約416万円、私立の工学部では約555万円です。一方、国公立では約242万円ですみませんが、子どもが国公立の大学に必ず入学するとは限らないので、私立大学を想定して教育資金準備をするのが理想です。

ところで、生まれ月により異なりますが、児童手当を手付かずで貯め続けると約230万円(改正後の試

算)になります。これは私立大学(文系)4年間の学校納付金の半分以上に相当する額です。数カ月ごとに支給される児童手当を臨時収入とばかりに使わずにコツコツ貯めるようにしましょう。できれば児童手当は生活費口座と別管理にするのが望ましいです。

大学の学校納付金例

	初年度	2~4年	合計
A私立大学(経済学部)	1,204,000円	987,000円/年	4,165,000円
B私立大学(工学部)	1,552,000円	1,333,000円/年	5,551,000円
国公立大学の例 ※入学金と授業料のみ記載	817,800円	535,800円/年	2,425,200円